

## 商業信用状の開設と売買契約の履行地

浜田, 一男  
九州大学法学部 : 教授

<https://doi.org/10.15017/1322>

---

出版情報 : 法政研究. 24 (3), pp.1-14, 1957-12-20. 九州大学法政学会  
バージョン :  
権利関係 :



## 商業信用状の開設と売買契約の履行地

浜 田 一 男

## 目 次

第一章	総 説
第二章	消極説の立場

## 第一章 総 説

商業信用状開設約款付の売買契約において、買主の負担する信用状開設義務の履行地（履行場所）が信用状開設銀行の所在地（所在場所）であることについては争の余地がない。蓋し商業信用状の開設は、独逸商法学者も解しているように、買主にとっては独逸民法第三二〇条以下の意義における先給付義務と見るべきものであり、かかる信用状開設の先給付義務自体は、売買契約上買主の負担する代金支払義務に対して法的には独立せるものであって、その履行地も買主の代金支払義務履行地の如何によって影響を受けるものではないからである。従って問題は、商業信用状の開設によって基本関係たる売買契約の履行地殊に買主の代金支払義務の履行場所が変更を被むるものであるかどうかの点にある。即ち、商業信用状の本質は、筆者が別の機会に詳述したように、主として信用状受益者たる売主の利益のために提供せられた支払担保たるものであるが、同時に支払媒介手段としての一面をも有し、売買当事者間に

おける支払調整的作用を営み、これによって当事者双方の同時履行的效果を言わば実質的に可能ならしめている事実を否定することを得ない。買主は信用状条件として定むる一定の船積証券の提供のあった場合にのみ信用状開設銀行が為替手形の引受支払を為すべきことを欲し、売主もまた買主の履行補助者たる開設銀行が手形の引受支払を為す場合にのみ右の船積証券の提供を為さんとするものであって、商業信用状の開設により売買契約当事者が同時履行的效果を期待せることは言を俟たぬところである。ここにおいて商業信用状の開設は、開設銀行またはその委託のもとに手形支払事務を担当する支払銀行の営業所所在場所を以て買主の売買代金支払義務の履行場所たらしむる効果を有するものではないかとの疑問を生ずることになる。

右の問題については肯定説と否定説とが対立している。肯定説によれば、信用状取引において買主は、銀行が信用状附帯提供証券の提供を受けて信用状金額の支払を為すという方法によって売買代金支払義務を履行するのである。従って、この場合、銀行は買主の履行補助者と見るべく、当該銀行の営業所所在場所が買主の代金支払義務の履行場所である。この点は商業信用状開設の目的に鑑みても明かであり、売主は信用状開設によって売買目的物と売買代金との同時引換的給付を確保しようとするものであるが、このことは売主買主双方の給付が同一場所において為さるる場合にのみ始めて可能となる。故に信用状開設の約定は、通常、これとともに基本関係たる売買契約の債務履行場所の変更を伴うものと見なければならぬ。これが肯定説<sup>(積極)</sup>の立場である。<sup>(三)(四)</sup>

右の積極説に対し、消極説<sup>(否定)</sup>の主張するところによれば、信用状の開設は売買契約の履行場所殊に買主の代金支払義務の履行場所に何等の影響を及ぼすものでなく、信用状開設はこれにより単に売買代金弁済の方法を提供するのみであって、信用状開設の基礎になつてゐる売買契約の性質及びその内容については何等これを変更するものでなく、その履行場所は売買契約より生ずる売主買主の義務の性質によって定まるのである。これが消極説の主

張せぬ。<sup>(四)</sup>

(一) Krebs, Das Akkreditivgeschäft unter besonderer Berücksichtigung der obergerichtlichen Rechtsprechung, Diss., 1928, S. 64

(二) 拙稿・「商業信用状の一考察」法学論叢四八卷二号九二頁、「商業信用状の諸問題の研究」法と政治二卷一・二号二九頁以下。

(三) Reichardt, Das Akkreditiv, Zeits. f. HR., Bd. 88, Heft 1, S. 15 ff.; Wolff, Das Akkreditiv, Juristische Wochenschrift, 1922, S. 775; Kanoldt, Akkreditiv und Erfüllungsort, Juristische Wochenschrift, 1924, S. 163

(四) この点に関して、伊沢博士は次のように解していられる。信用状の開設によって売買契約を決済せむとする目的の一つは、隔地者間の売買に於て同時履行的効果を挙げようとするところにある。即ち買主は、商品を表彰する証券例へば船積証券の提供なくしては代金を支払ふことを要せず、売主は買主の代金支払に先立って自ら上述の証券を提供することを要せず、売主買主の両者は、発行銀行又はその委託の下に支払事務を管掌する支払銀行を介して同時引換的の給付を可能ならしめようとするのである。この目的を実現するためには、原則として、売買当事者の義務は、同一場所に於て履行せらるることを要する。換言すれば、この場所が代金支払の場所であり且つその反対給付たる商品引渡場所とならねばならない。発行銀行は、支払に関する限り買主の履行補助者であり、その支払は買主の支払として観念せらるべきものであるから、発行銀行の弁済を為すべき地即ち発行銀行又は引受銀行若くは支払銀行の営業所所在地が履行場所となる。以上が、この点に関する伊沢博士の見解である(伊沢博士・「商業信用状論」二五九頁、二六〇頁)。

(五) Fischer, Das Akkreditiv, Diss., 1925, S. 37; Krebs, S. 100; Stummer, Das Bank-Akkreditiv nach deutschem Recht, 1924

## 第二章 消極説の立場

筆者の見るところによれば、信用状の開設が基本関係たる売買契約の履行場所に影響を及ぼすや否やの問題も、開設せらるべき信用状の本質に基いて解決しなければならない。商業信用状においてその本来の目的とするところは信用状受益者のために確実なる支払担保を供与するにあり、支払そのものの実行は商業信用状開設の目的よりすれば、むしろ第二義的なものと考ええる。開設銀行が受益者に対して、みづから同行宛為替手形の引受支払を為すべきことを約し（引受信用状）、または開設銀行において開設依頼人が同依頼人宛の手形を引受け支払うべきことを保障するのは（保障信用状）、決してその支払自体を第一義的な目的とするのではないのであって、売主をして安んじて売買契約に基く義務を履行せしめ、または売主振出の為替手形の割引を容易ならしむるため、確実なる支払担保を売主に供与せんとするにある。換言すれば商業信用状の本質は、開設銀行の現金支払約束または為替手形の引受支払約束なる外形を以て装われた支払担保の供与たるにはかならない。信用状開設はそれ自体、売買代金の支払たるものではなく、また支払に代えて為さるるものでもない。開設銀行において売買契約より抽象せられた独立の債務を負担する引受信用状といえどもその本質は支払担保の供与たるものにはかならず、また同時に信用状の有する支払媒介作用は、それ自体独自の機能と称し得べきものではなくして、実は信用状の有する支払担保機能の反射的副作用または従属的機能たるにはかならない。商業信用状自体とこれに基く手形の支払とは厳に区別すべきものであって、信用状の開設は、その支払媒介作用の方面より見るも売買代金支払方法の提供たるにすぎず、かかる支払方法を約することによって売買契約に基く買主の代金支払義務自体は決して消滅するものではない。買主の代金支払義務は、信用状に基いて売主が振出した手形が現実には支払われた場合に始めて消滅するのであり、従って何等かの理由

により信用状に基く支払が為されない場合に、買主が依然自ら支払を為すべき義務を負担することには何等変るところはないのである。この見地よりすれば、信用状開設によって売買契約の履行場所に変更を来すものとは考えられず、履行場所は売買契約より生ずる売主買主の義務の性質によって定まるものと言わねばならない。

#### 第一 保障信用状における場合

保障信用状は、受益者をして買主または特定の第三者宛に為替手形を振出さしむるとともに、この手形が支払人たる買主または特定の第三者によって引受支払わるべきことを開設銀行において保障するものである。開設銀行の為す保障の性質は手形保証ではない。蓋し手形保証は手形面上に為さるることを要するに拘らず、保障信用状における保障は手形面上に為さるるものではないからである。また保障信用状において開設銀行の負担する債務は、売買契約に基く買主の債務を担保することを内容とする民法上の保証債務でもない。<sup>(六)</sup>しかし保障信用状は主債務者たる買主<sup>(七)</sup>（手形支<sup>(八)</sup>）がその債務を履行しない場合に開設銀行が信用状給付を為すべき独立の債務を受益者に対して負担するものであるから純然たる支払担保手段である。従って手形支払人たる買主の売買契約上の代金債務の履行場所に関しては、信用状開設の効果は、あたかも保証人を設定した場合と同様に解することを得べく、<sup>(八)</sup>保証人を設定することにより、主たる債務者の債務履行場所に何等の影響を及ぼさざると同じく、信用状開設はこれにより売買契約の履行場所従って買主の代金支払義務の履行場所に変更をもたらしものではない。

(六) 保障信用状における開設銀行の負担する債務が売買契約上の債務とは全く分離独立した別個の債務であり、手形の支払を為すべき売買契約上の債務の保証と見るべきでないことは疑問の余地はない。しかし保障信用状における開設銀行の保障文言を以て、伊沢博士の解していられるように（伊沢博士・前掲一二七頁）、手形の支払人が引受若くは支払を為さざる場合に、発行銀行（筆者註、開設銀行の謂）が該手形の参加引受又は参加支払の方法により債務を負担すべき意思を表示したるものと

解すべきものなりや疑問と言わざるを得ない。筆者の見解によれば、保障信用状において開設銀行の負担する債務は手形支払人が引受又は支払を為さざることを条件として、信用状金額の範囲内において、信用状に基き振出された手形の支払を為すべき手形外の義務を負担せるものと見るべく、開設銀行が手形の決済を為す方法を必ずしも参加引受又は参加支払に限定すべき必要は存しないと考える。商業信用状は信用状受益者たる売主の利益を主眼とするものであって、開設銀行の為す保障は、信用状の本態たる信用状契約より見るときは主として受益者のためのものと解すべく、この見地より見るときは、保障信用状において開設銀行が、参加支払を為し得べき時期以後即ち手形の支払拒絶証書作成期間の翌日経過後において、いわゆる第三者弁済の方法により、手形の支払を為すことを妨ぐべき理由は少しも存在しないはずである（小野正一氏・「銀行取引法概論」二五八頁以下参照）。更に伊沢博士は、保障信用状における開設銀行の債務負担は唯だに手形の振出人に対してのみならず、凡ての裏書人及び善意の手形所持人に対しても同様にその意思を表示せるものと解すべきことは、標準型の信用状に於けると異なるところはない、と言っていられる（伊沢博士・前掲一二七頁）が、この点についても筆者は賛成することを得ない。筆者が別の機会に詳論したことのあるように（拙稿・「商業信用状受益者の権利」私法一四号八四頁以下）、信用状開設依頼人たる買主の通常有する意思は売主の為に信用状の開設を得ることにあり、手形割引人のためにこれを得ようとするものではない。保障信用状殊に取消不能の保障信用状にありては、通常、開設銀行は、信用状書面において、売主（手形振出人）に対してのみならずその後の善意の手形所持人に対しても、支払人による当該手形の引受支払あるべきことを保障する形式を採るのが通常のものであるが、このことを理由として、保障信用状における開設銀行は、手形振出人たる売主に対してのみならず、すべての裏書人及び善意の手形所持人に対しても同様に債務負担の意思を表示せるものと見るのは妥当でないと考える。蓋し、かくては手形割引人は本来の信用状受益者たる売主の有する権利から独立した別個の信用状給付請求権を有するものと解せざるを得なくなるが、元来、開設銀行が、信用状書面を以て、右のような形式において受益者振出の手形の引受支払の保障を為すのは、筆者のいわゆる個別化した信用状給付請求権（受益者が具体的場合に

買主を支払人として為替手形を振出し、これを流通に置くことによって、個別化された形態における信用状給付請求権の譲渡可能性及びこれと手形との密接不可離の關係、即ち、手形の移転は同時に個別化した信用状給付請求権の移転を伴うべく、また個別化した信用状給付請求権は常に手形とともにのみ移転せられ、また手形とともにのみ取得せらるべく、事實上、手形と一体化して存在すべきものとする開設依頼人・開設銀行間の信用状契約の内容を受益者に伝達したものと解すべきだからである。筆者の正当と信ずる法理構成よりすれば、手形割引人の信用状給付請求権の取得は、手形振出人たる売主の有する権利の承継取得と解すべきものであって、手形の振出譲渡又は裏書譲渡という方法により、割引人が手形を取得するとともに信用状給付請求権が売主より割引人に移転し、同時に割引人が善意なる限り、慣習法上、売主に対抗し得べき抗弁を以て割引人に対抗し得なくなるという抗弁切断の効果を生ずるのである。

(七) 小野氏は、手形の引受拒絶の場合において、手形所持人は保証信用状発行銀行（筆者註、保障信用状開設銀行の謂）に対して如何なる請求権を有するかの問題について「発行銀行は保証信用状に依り引受なき場合に於て引受ありたると同様の経済的結果を生ぜしむべき責任を負ふて居るのであるから、右の場合に於ては所持人は発行銀行に対し参加引受（商五〇〇条以下：筆者註、旧法の規定である）を求め又は相当の担保を請求することを得るものと解する。蓋し発行銀行が参加引受を為したるときは手形金額の支払義務を負ふに至るを以て（商五〇五条…：筆者註、旧法の規定である）支払人が引受を為したると全く同一の結果を得べく、又発行銀行が参加支払を為さざるも相当の担保を供したるときは、若し支払期日に於て支払拒絶ありたる場合に於ても、所持人は信用状に因る支払請求権に基き、担保物より支払を受けることを得るからである。」と述べて居られる（小野氏・前掲二六一頁乃至二六二頁）が、現行手形法の立場より見れば必ずしも賛成し難い。筆者の見解によれば、保障信用状における開設銀行は、手形の引受拒絶又は支払拒絶を条件として手形金額の支払を為すべき手形外の義務を負うているのであって、必ずしも、手形の引受のない場合に引受ありたると同様の経済的效果を生ぜしむべき責任を負うものと言うことを得ない。蓋し手形の引受は支払人のみが為し得るものであり、参加引受は償還義務の負担

と見るべきであって、通常の引受と同視し得べきものではなく、一般的理論的には、経済的立場より見るも、参加引受があったからと言って、手形の引受なき場合に引受ありたると同様の結果を生ぜしむるものとは解することを得ないからである。既に見たように筆者の信ずるところによれば、保障信用状において開設銀行が手形の引受支払あるべきことを担保するというのは、手形支払人が手形の引受又は支払を為さざることを条件として、開設銀行において手形の支払の責に任ずる手形外の債務を負担するという謂であって、従って支払人が引受を拒絶したるときは、手形所持人は単に開設銀行に対して参加引受を求め得るのみならず、開設銀行の選択に従い参加支払その他の方法による手形の支払を求め得るものと解すべきである。蓋し商業信用状の開設は受益者に信用状給付請求権を与うることにより手形振出人たる売主をして、事実上、手形償還義務を免れたると同様の結果を得しめようとするものであるから、売主をして事実上手形の償還義務を免れしむることによって手形所持人の被むる不利益は手形所持人に与えらるる信用状給付請求権によって補わるべきものでなければならぬ。従って振出人が法的には支払人の引受拒絶による手形の満期前償還義務を負担しつつ、しかも信用状開設によって、この義務を事実上免れたと同様の結果を期待する以上、手形の引受拒絶のあった場合に所持人をして直ちに開設銀行に対し手形支払の請求を為さしめ得べきは当然と言わねばならないからである。

(八) この点に関して注意すべきは、保障信用状における開設銀行は手形の引受又は支払のない場合に自ら手形の支払を為すべき固有の義務を負担しているということである。この義務は信用状の基本関係たる売買契約から独立した抽象的義務であって、買主が売買契約上負担する代金支払義務を主債務とする民法上の保証債務ではない。即ち基本関係たる売買契約が無効であり、手形支払人たる買主が手形の引受を為さず何等手形債務を負担せざる場合においても、開設銀行は保障信用状の開設による固有の独立義務を負担するのであり、従ってかかる関係において為さるる開設銀行の手形支払を以て厳密な法的意義における第三者の弁済とは解することを得ないのである。

わが民商法の規定によれば、商行為たる売買契約に基く買主の代金支払債務の履行場所は、特約のない限り、債

権者たる売主の現時の営業所であり、営業所のないときはその住所である（商法五一六）<sup>（九）</sup>。しかし売買の目的物の引渡（荷為替取引の場合について言えば、荷為替手形附）<sup>（帯書類たる売買目的物に関する運送証券の引渡）</sup>と同時に代金を支払うべきときはその引渡の場所が買主の代金支払債務の履行場所であり（民法五七四條）、この法理は商業信用状開設約款付売買契約においても何等異るところはない。殊に保障信用状にあっては、開設銀行が基本関係たる売買契約より抽象された別個独立の債務を受益者に対して負担するとはいうものの、その債務は、履行の順序から言えば、二次的な保証的債務にすぎないのであるから、これによって基本関係たる売買契約の履行場所に影響を及ぼすものではなく、別段の特約又は慣習のない限り、売主は買主の営業所又は住所において売買目的物の引渡を為すべく、買主はこれと引換に売買代金の支払を為さねばならない。<sup>（一〇）</sup>

（九） 保証的とは言うものの、既に見たように、保障信用状における開設銀行の債務負担は、主債務の有効存在を前提とするものではないから、民法上の保証ではない。従って、基本関係たる売買契約の無効又は取消の場合においても、保障信用状に基づく開設銀行の義務には何等の影響を来すものではない。しかし、筆者が別の機会に詳述したところのように（拙稿・「商業信用状受益者の権利の性質」法政研究二二卷一号二五頁以下参照）、商業信用状は本来売主のために確実な支払担保たるべきことを目的とするものであるから、売主にかかる支払担保の利益を自己の為に享受し得るだけの実質的な資格がなければならぬ。この理は標準型の信用状たる引受信用状におけると又保障信用状におけるとによりて何等異るところはない。従って、筆者は、保障信用状についても、売主が法の保護に値する対価関係上の実質的利益を有しない限り、売主に欺罔行為なく、又売買契約の内容が信用状条件なる形式において信用状契約の内容を成して居るのでない場合においても、開設銀行は売主に対して、かかる対価関係欠陥の抗弁を以て対抗し得ると考える。元来、商業信用状において信用状条件として運送証券その他の提供証券が指示せられ之が提供が要求せられているということは、受益者に対する関係において、信用状債

務の抽象性を認めつつ、なお売買契約上の買主の利益を確保するため、右の限度において、売主の信用状給付請求権の行使を、實質的に、売主買主間の対価関係に拘らしめようとするためにほかならない。本来、売主買主間の関係であって直接的には売主・開設銀行間の関係でない対価関係上の売主欺罔の抗弁の主張が承認せられ、しかも売主欺罔の事実の証明が可能な場合には、銀行において抗弁主張の義務ありとせらるる實質的な根拠の一つがここにあると考える。そうだとすれば、売主が法の保護に値する対価関係上の實質的利益を有しない場合には、たとえ売主欺罔の要因を含まない対価関係欠陥の抗弁といえども、開設銀行はこれを援用し主張し得なければならぬのである。このことは、開設銀行において別個独立の債務を負担するとはいうもののその債務は履行の順序から言えば第二次的な保証的債務にすぎない保障信用状においては、開設銀行が第一次的な自主的債務を負担する引受信用状に比して、更に強い根拠を以て支持し得るところと考える。

(一〇) 独逸民法第二六九条・二七〇条及び瑞西債務法第七四条は、原則として、金銭債務以外の債務については債務者の住所地を以て履行地と定めて居るが、商業信用状開設約款付売買契約においては、独逸法の解釈としても、買主の代金債務の履行を為すべき場所は、独逸民法第二六九条により信用状開設の前後を問わず、依然債務者たる買主の営業所又は住所と見るべく、この場合においては、独逸民法第二七〇条第四項に基き、買主が独逸民法第二七〇条第一項により売買代金を売主の住所に送達すべきものとする観念を含まないと解すべきである (Krebs, S. 101)。

## 第二 引受信用状における場合

引受信用状は、保障信用状におけると異り、開設銀行が第一次的な自主的債務を負担するものであって、受益者たる売主は開設銀行を支払人とする手形を振出し、開設銀行は、受益者が信用状条件を遵守せることを確認した上で手形の引受支払を為すものであり、開設銀行は支払に關しては買主の履行補助者と見るべきものである。このような見地から、積極説によれば、開設銀行は買主の債務自体を弁済するものであって、開設銀行の営業所在地が買

主の代金債務の履行場所であり且つその反対給付たる商品引渡場所であって、かくして売主買主の両者は、開設銀行を介して同時引換的の給付を可能ならしむるものであると論ずる。<sup>(一)</sup>

筆者は右の積極説には賛成し難い。既に見たように、商業信用状においては、これにより売買当事者が同時履行的効果を期待し、信用状の開設はその目的達成に努力するものではあるが、ここにありては決して厳密な意義における同時履行そのものが問題になっていのではない。荷為替信用状取引において、開設銀行に対する受益者の荷為替書類の提供は、銀行の信用状給付に対して、決して我が民法第五三三条以下（（<sup>二</sup>）<sup>三</sup> 独逸民法第三）に定めらるる双務契約の意義における反対給付を為すものではなく、単に受益者の信用状利用の一条件にすぎない。従って、この場合開設銀行は受益者に対して荷為替書類の交付を請求し得る独立の権利を有するものではない。<sup>(二)</sup> ただ開設銀行は開設依頼人との間の開設契約に基き開設依頼人たる買主の履行補助者として行為するものであるから、開設銀行の為す手形の引受支払は、売買契約上、売主に対する関係において買主自ら買主宛の手形の引受支払を為したると同一の効果を有し、開設銀行の手形支払によって買主の代金債務は消滅する。また売主自身による、あるいは割引銀行を通じて為す開設銀行に対する荷為替書類の引渡は、売買契約上、買主に対する引渡たる効果を有し、このような関係より見るときは、あたかも開設銀行（又は手形引受銀行）<sup>(三)</sup>の営業所所在地を以て買主の売買代金支払債務の履行地と為したかの如くに見られやすい。しかし積極説の正当でないことは、開設銀行が信用状給付を拒絶した場合に明瞭に理解し得る。信用状受益者たる売主は、受益者たることにより、手形法上、自己が開設銀行宛に振出した手形につき当然に償還義務を免るるものではなく、又基本関係たる売買契約上の義務を免除せられるものでもない。従って、例えば開設銀行が開設依頼人の信用状資金供与義務不履行を理由として受益者に対し信用状給付を拒絶した場合に、受益者たる売主は売買契約に基き買主に対し、直接、売買代金の請求を為し得ることを妨げらるるものでは

ない。この場合における買主の代金債務の履行場所は依然買主の営業所又は住所であり、売主は買主の営業所又は住所において売買目的物に関する荷為替附帯証券を提供して、これと引換に買主に代金の支払を請求することとなるのである。

筆者の信ずるところによれば、受益者は信用状開設によって開設銀行に対する信用状給付請求権を取得し、買主(一三)に対する売買契約上の代金債権との両者を併せ有することになる。商業信用状はその本質においては受益者のための支払担保の供与たるものであるが、このような支払担保の供与は、同時に買主より売主への代金支払方法を供するものであり、従って引受信用状における受益者たる売主は先ず第一次に開設銀行に対する信用状給付請求権行使の方法によって代金債権の満足を求めなければならない。しかし受益者の有する信用状給付請求権は、開設銀行・開設依頼人間の信用状契約に基くものであり、信用状契約と売買契約とは相互に別個独立の契約であって、銀行の信用状給付債務の履行地如何は、直接には、売買契約に基く買主の代金債務の履行場所に変更を及ぼすものとは考えられない。銀行が信用状給付債務を履行して手形の支払を為すことにより、買主の売主に対する代金債務も消滅するのであるが、(一四)これは、実質上同一の目的達成のために存在する売主の二個の権利のうち一方のものが満足せらるることにより、他方のものもその目的を達成して消滅するからにはかならないのであって、このことを理由として開設銀行の営業所所在地をもって買主の代金債務の履行場所と為したるものとは考え得ないのである。(一五)

(一一) 伊沢博士・前掲二五九頁乃至二六〇頁参照。

伊沢博士は次のように論じていられる。消極説は信用状の支払確保作用のみに眩惑せられて、信用状が単に売主に支払に関する保証を与へるものたるに止らず、売買代金の支払は、直接買主より行はるるものに非ずして、発行銀行を通じて行はるることを看過して居る。換言すれば、発行銀行は、買主の売買代金支払に関する履行補助者として、買主の債務自体を弁

済するものたることを忘却して居るのである。発行銀行がその債務を履行すべき場所は、即ち買主がその債務を履行すべき場所となるのである。と（伊沢博士・前掲二六〇頁）。

(111) Krebs, S. 95

(112) 筆者が別の機会に詳述したことのあるように（拙稿・「商業信用状の諸問題の研究」法と政治二巻一・二号三七頁参照）、取消可能信用状といえども取消不能信用状と其の性質を異にするものでなく、ともに受益者たる売主のために支払担保を供与することを目的とするものである。ただ取消可能信用状においては、開設銀行は、信用状有効期間中といえども、何時にても解約告知を為すことにより、将来に向って信用状給付義務を確定的に免れ、又は何時にても信用状条件を変更し得べき権利を留保したものと見るべく、取消可能信用状においてもその開設により受益者が開設銀行に対して信用状給付請求権を取得することには変りはない。

(114) 商業信用状のうち現金払信用状においては、開設銀行の信用状給付あることによつて売主に対する買主の代金債務は直ちに消滅するものであるが、引受信用状においては、開設銀行の手形支払あるまで又は売主が割引銀行に手形を裏書譲渡し、しかも手形上の遡求権行使を受くる虞れなきに至るまで売主に対する買主の代金債務は消滅するものではない（Krebs, S. 12）。

(115) 右に見たように、商業信用状の開設によつて基本関係たる売買契約の履行地に影響を及ぼすものと見るべきでないことは、開設銀行が何等かの理由によつて信用状給付債務の履行を為さざる場合のことを考察するならば明瞭に認識し得ると考へるが、この場合に問題は売主が直接買主に対して売買代金の請求を為すについては、改めて売主より買主に対して売買目的物に関する信用状附帯証券を提供しなければならぬかということである。この問題は、双務契約当事者の一方が一度び相手方の提供によつて受領遅滞に陥った後は、もはや同時履行の抗弁を提出することを得ないかという問題と密接に関連している。後者の問題については肯定・否定の両説が対立しているが、判例は受領遅滞にある者といえども、なお同時履行の

抗弁権を有するとの立場を採っている（大判明治四四・一二・一一民録一七卷七七二頁）。筆者も判例の立場を正当と考えるのであるが、たとえこの点につき反対の立場を採るとしても、このことから直ちに商業信用状取引において開設銀行が信用状債務を履行せざる場合に、売主は信用状附帯証券を提供することを要せずして直接買主に対して売買代金を請求し得るとの結論を導き得るものではない。蓋し既に見たように売主が信用状を利用する場合における売主の開設銀行に対する信用状附帯証券の提供は信用状利用の一条件であって、開設銀行は売主に対して右の提供証券の提供を請求する独立の権利を有するものでなく、厳密な意義における同時履行の関係が問題になっているのではない。従って信用状給付請求権とは別個の存在を有する売買契約上の代金債権を売主が行使するについて改めて売主より買主に対して売買目的物に関する信用状附帯証券を提供することを要し、然らざるときは買主は同時履行の抗弁を以て對抗し得るものと考ええる。